伊豆大島の噴火警戒レベル

― 火山災害から身を守るために ―

噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

●噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
●各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「平常」）。
●対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

■伊豆大島　噴火警戒レベルに対応した規制範囲

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5（避難）：
住民等の島内または島外避難

レベル4（避難準備）：
住民等の避難準備　要援護者の避難

レベル3（入山規制）：
山頂火口から約3kmの範囲の立入規制
または
山頂火口から約2kmの範囲と裏砂漠の立入規制
※レベル3では火山活動の状況に応じて規制範囲が変わります。

レベル2（火口周辺規制）：
山頂火口から約1kmの範囲の立入規制

レベル1（平常）：
山頂火口から約600mの範囲と溶岩流等の危険区域、ただし遊歩道を除く

■伊豆大島の噴火警戒レベルは地元自治体等と調整して作成しました。
各レベルにおける具体的な規制範囲等は、地域防災計画に定められていますので、詳細については大島町にお問い合わせください。

図の凡例
- ：居住区域の境界
- ：登山道
- ：避難場所（火山噴火）
- ：避難港
- ：その他の港湾、漁港
- ：ヘリポート

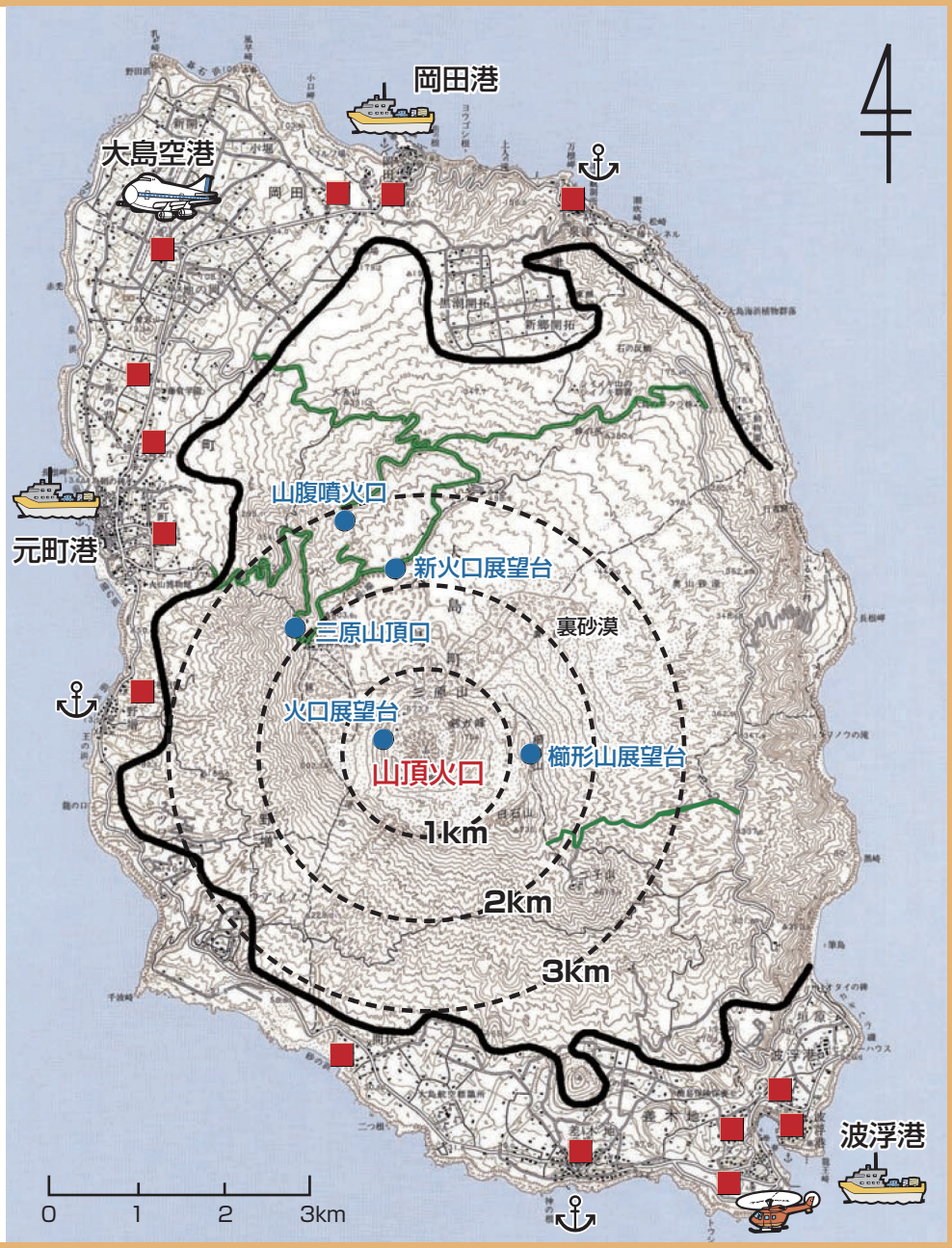

この図は「国土地理院5万分の１地形図大島」を使用して作成しています

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C002318
VEGETABLE OIL INK
本冊子は、FSC認証紙および植物油インクを使用しています。

気象庁
問い合わせ先
気象庁地震火山部火山課 火山監視・情報センター
TEL：03-3212-8341（内線4526）http://www.jma.go.jp/
■東京管区気象台　業務課　TEL：03-3212-8341（内線5548）
■伊豆大島火山防災連絡事務所　TEL：04992-2-1166
http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/rovdm/Izu-Oshima_rovdm/Izu-Oshima_rovdm.html

平成19年12月1日運用開始

伊豆大島の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●溶岩流が居住地域に到達。 安永大噴火（1778年）の事例 11月14または15日：北東海岸に達する溶岩流下 ●割れ目噴火がカルデラ外に拡大し、居住地域に重大な被害が切迫している。 1986年噴火の事例 11月21日18～19時：海岸方向へ火口列拡大 同日19時頃以降：島南東部で地震多発 同日22時頃：島南東部で亀裂
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●カルデラ外へ溶岩が流下し、居住地域に到達する可能性が高まる。 安永大噴火（1778年）の事例 11月６日：間伏方面へ溶岩流下 ●カルデラ外で割れ目噴火が開始し、噴石や溶岩流が居住地域に到達する可能性がある。 1986年噴火の事例 11月21日17時47分頃：Ｃ火口列噴火開始
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●カルデラ内で割れ目噴火が発生し、噴石や溶岩流がカルデラ内や場合によっては外輪山周辺まで到達する可能性あり。 1986年噴火の事例 11月21日16時15分頃：Ｂ火口列噴火開始 ●外輪山付近～カルデラ内で浅い地震が多発し、噴石や溶岩流がカルデラ内や外輪山周辺に到達するような噴火の発生が予想される。 1986年噴火の事例 11月21日14時頃：カルデラ北部で地震多発 ●カルデラ内に溶岩が流下。 1986年噴火の事例 11月19日：三原山山頂火口から斜面を溶岩流下 その他の事例 1950～1951年、1974年5～6月の噴火など ●三原山山頂火口で溶岩噴出、カルデラ内に溶岩が流下する可能性がある。 1986年噴火の事例 11月15～18日：三原山山頂火口内に溶岩噴出
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●三原山山頂火口から小噴火が発生し、概ね1km以内に噴石飛散。 1987年11月、1988年1月、1990年10月の小噴火 ●三原山山頂火口で小噴火の発生が予想される。 1986年噴火の事例 11月15日：連続微動の振幅増大 11月12日：中央火孔内に新噴気出現 10月下旬：火山性微動の連続的発生 ７月：火山性微動の間欠的発生
噴火予報	火口内等	1（平常）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により中央火孔から三原山山頂火口一周遊歩道に影響がない程度の噴出の可能性あり。

注）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/volcano.html

気象庁
Japan Meteorological Agency
平成24年3月